

老齢年金(昭和16年4月2日以後に生まれた方) **印刷**

	国民年金(老齢基礎年金)																		
支給要件	★保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年以上であること。																		
支給開始年齢	★原則として65歳 ただし、60歳から減額された年金の繰上げ支給や、66歳から70歳までの希望する年齢から増額された年金の繰下げ支給を請求できます。																		
年金額 (平成26年4月から)	保険料 納付済月数 + 全額免除 月数 × 4/8 + 4分の1 納付月数 × 5/8 + 半額 納付月数 × 6/8 + 4分の3 納付月数 × 7/8 772,800円 × 40年(加入可能年数) × 12月 ただし平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。 (注) 加入可能年数については、大正15年4月2日から昭和2年4月1日までに生まれた人については、25年に短縮されており、以降、昭和 16年4月1日生まれの人まで生年月日に応じて26年から39年に短縮されています。 ○全部繰上げ 全部繰上げを請求した方は下記の減額率によって計算された年金額が減額 されます。 減額率=0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数 <table><tr><th>請求時の年齢</th><th>請求月から65歳になる 月の前月までの月数</th><th>新減額率</th></tr><tr><td>60歳0カ月～60歳11カ月</td><td>60カ月～49カ月</td><td>30.0%～24.5%</td></tr><tr><td>61歳0カ月～61歳11カ月</td><td>48カ月～37カ月</td><td>24.0%～18.5%</td></tr><tr><td>62歳0カ月～62歳11カ月</td><td>36カ月～25カ月</td><td>18.0%～12.5%</td></tr><tr><td>63歳0カ月～63歳11カ月</td><td>24カ月～13カ月</td><td>12.0%～ 6.5%</td></tr><tr><td>64歳0カ月～64歳11カ月</td><td>12カ月～ 1カ月</td><td>6.0%～ 0.5%</td></tr></table> ○ 一部繰上げ	請求時の年齢	請求月から65歳になる 月の前月までの月数	新減額率	60歳0カ月～60歳11カ月	60カ月～49カ月	30.0%～24.5%	61歳0カ月～61歳11カ月	48カ月～37カ月	24.0%～18.5%	62歳0カ月～62歳11カ月	36カ月～25カ月	18.0%～12.5%	63歳0カ月～63歳11カ月	24カ月～13カ月	12.0%～ 6.5%	64歳0カ月～64歳11カ月	12カ月～ 1カ月	6.0%～ 0.5%
請求時の年齢	請求月から65歳になる 月の前月までの月数	新減額率																	
60歳0カ月～60歳11カ月	60カ月～49カ月	30.0%～24.5%																	
61歳0カ月～61歳11カ月	48カ月～37カ月	24.0%～18.5%																	
62歳0カ月～62歳11カ月	36カ月～25カ月	18.0%～12.5%																	
63歳0カ月～63歳11カ月	24カ月～13カ月	12.0%～ 6.5%																	
64歳0カ月～64歳11カ月	12カ月～ 1カ月	6.0%～ 0.5%																	

	昭和16年4月2日から昭和24年4月1日（女子は昭和21年4月2日 から昭和29年4月1日）生まれの人は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上がることから、この支給開始年齢に到達する前に希望すれば一部繰上げ支給の老齢基礎年金を受けることができます。 一部繰上げを請求した方は、下記により、年金額は計算されます。 $\text{老齢基礎年金} \text{ ①} \times \left[\frac{\text{繰上げ請求月から特例支給開始年齢になる月の前月までの月数 (③)}{\text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数 (②)} \times (1 - 0.005 \times \text{②}) \right]$ ☆ 特例支給開始年齢とは、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢です。 65歳からは老齢基礎年金の加算額が加算されます。 $\text{①} \times \left(1 - \frac{\text{③}}{\text{②}} \right)$ ○繰下げ請求と増額率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>請求時の年齢</th><th>増額率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66歳0カ月～66歳11カ月</td><td>108.4%～116.1%</td></tr> <tr> <td>67歳0カ月～67歳11カ月</td><td>116.8%～124.5%</td></tr> <tr> <td>68歳0カ月～68歳11カ月</td><td>125.2%～132.9%</td></tr> <tr> <td>69歳0カ月～69歳11カ月</td><td>133.6%～141.3%</td></tr> <tr> <td>70歳0カ月～</td><td>142%</td></tr> </tbody> </table> (注) 繰下げの請求を行う月によって増額率は異なり、65歳になった月から繰下げの申出を行った月の前日までの月数に応じて1カ月増すごとに0.7%ずつ高くなります。	請求時の年齢	増額率	66歳0カ月～66歳11カ月	108.4%～116.1%	67歳0カ月～67歳11カ月	116.8%～124.5%	68歳0カ月～68歳11カ月	125.2%～132.9%	69歳0カ月～69歳11カ月	133.6%～141.3%	70歳0カ月～	142%
請求時の年齢	増額率												
66歳0カ月～66歳11カ月	108.4%～116.1%												
67歳0カ月～67歳11カ月	116.8%～124.5%												
68歳0カ月～68歳11カ月	125.2%～132.9%												
69歳0カ月～69歳11カ月	133.6%～141.3%												
70歳0カ月～	142%												

[上に戻る](#)

	厚生年金保険(老齢厚生年金)
支給要件	★老齢基礎年金の支給要件を満たしていること。 厚生年金保険の被保険者期間が1ヶ月以上あること。 （ただし、65歳未満の方に支給する老齢厚生年金については、1年以上の被保険者期間が必要です）
支給開始年齢	こちらをご覧ください。
年金額 (平成26年4月分から)	(65歳未満) 定額部分(1)+報酬比例部分(2)+加給年金額(3) (1) 定額部分 $1,676\text{円} \times \text{生年月日に応じた率} \times \text{被保険者期間} \times 0.961$

※1 [生年月日に応じた率（定額単価）についてはこちら](#)

※2 昭和9年4月2日～昭和19年4月1日生まれは444月、昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれは456月、昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれは468月、昭和21年4月2日以後生まれは480月を上限とします。

なお、定額部分は上限の被保険者期間を超えた場合、上限の被保険者期間で計算することになりますが、報酬比例部分は上限の定めがないので加入された被保険者期間に応じて年金額は計算されます。

また、厚生年金保険の被保険者期間が40歳（女性と坑内員・船員は35歳）以降180月以上ある方については、240月未満であっても240月として計算します。

(2) 報酬比例部分

報酬比例部分の年金額は、1の式によって算出した額となります。

なお、1の式によって算出した額が2の式によって算出した額を下回る場合には、2の式によって算出した額が報酬比例部分の年金額となります。

1 報酬比例部分の年金額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \left[\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000} \right] \times \begin{array}{l} \text{平成15年3月までの} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} + \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬額} \end{array} \times \left[\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.481}{1000} \right] \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後の} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right\}$$

生年月日に応じた率

2 報酬比例部分の年金額（物価スライド特例水準）

（物価スライド特例水準の年金額とは、特例的に平成12年度から平成14年度のマイナス物価スライドを据え置いたものです。）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \left[\frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000} \right] \times \begin{array}{l} \text{平成15年3月までの} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} + \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬額} \end{array} \times \left[\frac{7.692}{1000} \sim \frac{5.769}{1000} \right] \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後の} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right\} \\ \times 1.031 \times 0.961$$

平均標準報酬月額とは、平成15年3月までの被保険者期間の各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。

平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間の月数で除して得た額です。

これらの計算にあたり、過去の標準報酬月額と標準賞与額には、最近の賃金水準や物価水準で再評価するために「再評価率」を乗じます。

[※再評価率・生年月日に応じた率（報酬比例部分の乗率）についてはこちら](#)

(3) 加給年金額(定額部分が支給されている場合に限りです)

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上または40歳（女性の場合は35歳）以降15年ある方が、定額部分支給開始年齢に達した時点で、その方に生計を維持されている下記の対象者がいる場合に支給されます。

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	222,400円※	65歳未満であること（大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません）
1人目・ 2人目の 子	各222,400円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以 降の子	各 74,100円	

※ 老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に32,800円～164,000円が特別加算されます。

■ 配偶者加給年金額の特別加算額（平成26年4月分から）

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	32,800円	255,200円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	65,600円	288,000円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	98,500円	320,900円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	131,300円	353,700円
昭和18年4月2日以後	164,000円	386,400円

【ご注意】

配偶者が老齢（退職）年金（厚生年金保険の被保険者期間が20年以上または40歳（女性の場合は35歳）以降15年以上の場合に限る）または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

○老齢基礎年金の一部繰上げをしている方

老齢基礎年金の一部繰上げを希望した方は、定額部分が繰上げ調整額として支給されます。

$$\text{繰上げ調整額} = \text{定額部分} \times \left[1 - \frac{\text{繰上げ請求月から特例支給開始年齢になる月の前月までの月数 ①}}{\text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数 ②}} \right]$$

☆ 特例支給開始年齢とは、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢です。

(在職者の老齢厚生年金)

勤務先で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給している60歳代前半(60歳から65歳になるまでの間)の方については、給料と年金の合計額に応じて年金の支給が停止される場合があります。

○老齢基礎年金の全部繰上げをしている方

老齢厚生年金の報酬比例部分及び経過的加算が支給されます。

経過的加算…定額部分から基礎年金相当部分(厚生年金保険の被保険者期間にかかる老齢基礎年金の年金額)を差し引いた額

○老齢基礎年金の一部繰上げをしている方

老齢厚生年金の報酬比例部分及び繰上げ調整額が支給されます。

(65歳以上)

報酬比例年金額(ア) + 経過的加算(イ) + 加給年金額(ウ)

(ア) 報酬比例年金額 60歳～64歳の報酬比例部分(2)と同じ。

(イ) 経過的加算は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額から厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の期間の老齢基礎年金相当額を算出し、定額部分から差し引いたものです。

経過的加算額の計算式

※1

※2

1676円×生年月日に応じた率×厚生年金保険の加入期間
× 0.961-772,800円
×昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の
厚生年金保険の被保険者月数
加入可能年数 × 12

※1、2については、65歳未満の厚生年金保険(老齢厚生年金)の(1)定額部分の項目を参照ください。

※ 昭和36年4月以前や20歳前、60歳以降の厚生年金保険の被保険者期間については、定額部分の被保険者期間の上限に達していなければ、経過的加算部分に反映することになります。

老齢厚生年金（報酬比例部分）には、被保険者期間の上限がないので全期間が反映します。

(ウ) 加給年金額 60歳～64歳の加給年金額(3)と同じ。

(在職者の老齢厚生年金)

勤務先で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給している60歳代後半(65歳から70歳になるまでの間)の方については、給料と年金の合計額に応じて年金の支給が停止される場合があります。

また、平成19年4月1日以降は、厚生年金保険の適用事業所にお勤めの70歳以上の方(昭和12年4月2日以後生まれの方に限る。)も、60歳代後半の方と同様に、給料と年金の合計額に応じて年金の支給が停止される場合があります。

カテゴリ

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

© 2012 Japan Pension Service. All Rights Reserved.